

令和7年2月19日

報道機関各位

長岡市水道局業務課長

### 職員給与の支給にかかる事務手続の誤りについて

このたび、長岡市水道局の会計年度任用職員に対する手当の支給にかかる事務手続に誤りがありましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1 概要

- ・地方自治法の改正に伴い、令和6年4月から、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとなりました。
- ・これを受け、当水道局の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、令和5年11月に労働組合と労働協約を締結し、必要な予算を計上するなど支給の根拠を整えながら、「長岡市企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程」（以下「管理規程」という。）に基づき、令和6年6月分から支給を開始しました。
- ・しかし、手続上、労働協約締結後に「長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」（以下「企業職員給与条例」という。）中の「勤勉手当は会計年度任用職員には適用しない」とする条文を削除する改正を行う必要があったところ、この手続を経っていないことを確認しました。
- ・なお、本件にかかる勤勉手当の支給済額は、6月（13名分）982,466円、12月（14名分）1,248,703円、合計2,231,169円となります。

#### 2 誤りが生じた原因

水道局職員の給与は、企業職員給与条例で手当の種類など基本的な事項を定め、期末・勤勉手当の支給にかかる細則は、管理規程で「(市長事務部局等の職員に適用される)長岡市職員の給与に関する条例及び長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の例による」と定めています。

これら市長事務部局等の職員及び会計年度任用職員に適用される条例については、所要の改正手続が行われていたため、管理規程の「例による」という規定をもって会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能であると判断し、本来改正が必要であった企業職員給与条例中の条文を見過ごしたことが原因です。

### 3 今後の対応

- ・令和7年3月議会に「長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」の議案を提出します。
- ・これまでに支給した勤勉手当は、上記改正に基づく勤勉手当の内払いとして取扱うこととし、返還は求めません。
- ・今後は、複数職員による確認の徹底や、複雑性のある条文をわかりやすく整理し組織内で共有する仕組みづくりを行うなど、誤りの再発防止に努めます。

### 4 植木輝夫 水道局長のコメント

今回、事務手続に誤りが生じたことについて深くお詫びします。市民の信頼回復に向けて一層気を引き締め、適正な業務の遂行に努めてまいります。

（問い合わせ： 長岡市水道局業務課 上村  
電話：0258-34-1412）